

## (別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第17条〕	別添1
医療	試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例〔改正法第20条の3〕	別添2

## 《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

改正法 : 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

※ 別添1、2の各シートにおいて記載する要件は、特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第7条第2項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第 17 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第 5 条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第 17 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること。
- ④実施時期については、2020 年までの事業開始を予定していること。

(別添 2)

試験用細胞等への血液使用の解禁に係る安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の特例（国家戦略特別区域血液由来特定研究用具製造事業）  
〔改正法第 20 条の 3〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②大学その他の研究機関と連携していること。
- ③実施時期については、2020 年までの事業開始を予定していること。